

宮城県民間非営利活動促進 基本計画

(第5次)

令和3年3月

宮 城 県

目 次

第1章	基本計画の改定に当たって	1
第1節	策定の経緯	1
第2節	改定の趣旨	1
第3節	計画の期間	1
第4節	基本計画におけるNPOのとらえ方	2
第2章	NPOを取り巻く現状と課題	4
第1節	NPOを取り巻く現状	4
第2節	宮城県におけるNPOの現状と課題	6
第3節	NPOに期待される社会的役割と可能性	25
第4節	NPOの課題と今後望まれること	26
第3章	基本計画の見直しの視点と基本理念等	28
第1節	基本計画の見直しの視点	28
第2節	基本計画における基本理念	30
第3節	基本方針	30
第4章	施策と事業	32
第1節	基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化	32
第2節	基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備	35
第3節	基本方針3 多様な主体とのパートナーシップの確立	37
第5章	基本計画を推進するための体制づくり	41
第1節	宮城県民間非営利活動促進委員会	41
第2節	県庁内におけるNPO活動の推進体制	41
第3節	市町村との連携	42
第4節	基本計画の進行管理と見直し	42

第1章 基本計画の改定に当たって

第1節 策定の経緯

宮城県民間非営利活動促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、民間非営利活動の健全な発展を促進する基本理念を定めるものとして議員提案により制定された「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」（平成10年宮城県条例第36号。以下「促進条例」という。）に基づき、宮城県民間非営利活動促進委員会での審議を経て、平成12年10月に、民間非営利活動の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定されました。

第2節 改定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災で甚大な被害を受けた本県は、国内外から多大なご支援をいただきながら、県民、行政、企業、NPOなど、多様な主体が総力を結集して、復旧にとどまらない抜本的な再構築による「創造的な復興」の実現に向け、様々な取組を進めてきました。その結果、生活に密着したインフラ整備や災害に強いまちづくりなどのハード面については、多くの地域で取組が完了しました。一方で、被災者支援などのソフト面の取組については、今後も中長期的な対応が求められており、引き続き、被災した方への心のケアをはじめとした被災地へのきめ細かいサポートが必要とされています。

また、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、人手不足や経済規模の縮小、地域コミュニティの機能低下など、社会を取り巻く環境が変化し、地域や個人の課題はますます多様化・複雑化しています。さらに、令和2年に国内での感染が明らかとなった新型コロナウイルス感染症は、個人消費や企業収益、雇用情勢に多大な影響を与え、わたしたちの生活にも大きな変化をもたらしています。

このように、社会構造の変化に対応するだけでなく、感染症の流行や度重なる自然災害などの不測の事態にも対応できる地域社会の構築を目指すため、これまで以上に多様な主体の参画、連携・協働の推進が必要となっています。

NPO活動は、社会全般に広がりを見せており、NPOが取り組む社会的・公益的な活動に対する期待とその果たす役割は大きくなってきていますが、反面、自立した運営を行う上で人材や資金等の課題を抱えている団体も多い状況にあります。一方で、様々な人たちのNPO活動への参加など、NPO活動の担い手が広がる可能性が高まってきています。

こうしたNPO活動を取り巻く現状及び前回改定時からの環境の変化等を踏まえて、NPO活動の一層の促進を図るため、基本計画の改定を行うものです。

第3節 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第4節 基本計画におけるNPOのとらえ方

1 NPOとは

NPOは“Nonprofit Organization”の略であり、直訳すると、「非営利（営利を目的としない）組織」となります。非営利組織には地方公共団体等も含まれますが、NPOは民間団体であることが前提とされているため、一般的には、「民間非営利組織」と訳されています。NPOには、特定非営利活動法人を含む非営利の各種法人のほか、法人格を持たない任意の市民活動団体等が含まれます。

NPOのうち、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）と呼びます。この法律は、市民による社会的・公益的な活動を行う団体のうち一定の要件を備えるNPOに法人格を付与し、かつ、情報公開を義務付けることによって、NPOの社会的な認知を促進すると同時に、明確な社会的責任を担うことを定めたものです。

2 NPOの特徴

促進条例では、民間非営利活動は「営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動」と定義され、また、民間非営利活動団体はNPOを指すものとされ、「継続的に民間非営利活動を行う団体」と定義されています。

この基本計画においては、NPO活動を、「社会的な使命の達成を目的に、市民が自主的・自発的に組織した社会的・公益的な活動」としてとらえ、このようなNPO活動を行う団体としてのNPOを対象とし、その特徴を、以下のとおりとらえています。

（1）公益の実現を目指して活動している

社会問題の解決や人々の幸せの追求など公益的な目的や使命（ミッション）を持ち、かつ、その実現のために活動を行っています。

（2）市民による自発性が原動力である

市民が社会の一員としての責任を自覚し、自ら社会の問題に気づき、その解決策を考え、人々に働きかけて課題解決に取り組む自発性が、活動を継続していく原動力となっています。

（3）市民の参加によって運営されている

ボランティアでの参加者をはじめ、問題を抱えた当事者や寄附等の提供者、ボランティアで経営責任を負う人々など多くの市民の参加によって運営され、その組織内部での統治（ガバナンス）によって成り立っています。

（4）行政や企業等から独立した意思決定をしている

市民により内部での統治（ガバナンス）が行われる自治組織であることから、行政や企業等から独立した意思決定を行い、自ら活動を組み立てています。また、市民セクターの中心的存在として、公共領域における行政や企業の機能を補完し、社会を変

革する役割を担っています。

(5) 利益の分配を追求しない事業体である

社会的な目的や使命（ミッション）の実現に向けて、事業体として活動を継続するため、その費用を調達するための持続可能な仕組みを持っています。また、活動から生じた利益は、特定の個人や組織には分配しません。

以上のような特徴を備えたNPOが、社会的なテーマや地域の課題に取り組み、多くの市民の参加を得ながら、柔軟で機動的に、現場の実情に即した活動を行っています。また、継続的な活動によって、様々なノウハウが蓄積され、人材が育ち、更には人的ネットワークを構築し、専門性を備えることも可能となっており、NPOは社会をより良い方向に変革していく主体としての役割も大きくなっています。

3 基本計画の対象

この基本計画の対象は、NPO法人や任意の市民活動団体など、「市民が自主的・自発的に組織した社会的・公益的な活動を行う団体」としてのNPOを対象とします。

よって、活動の内容に応じ、町内会や自治会等の地縁団体、公益法人、社会福祉法人、協同組合等も含まれます。また、一般社団法人や一般財団法人として社会的・公益的な活動を行っている団体も増えていることから、これらの団体についても対象に含むものとします。

第2章 NPOを取り巻く現状と課題

第1節 NPOを取り巻く現状

1 地域コミュニティの希薄化

地域コミュニティは、住民が互いに助け合う相互扶助の機能を有し、地域社会の基盤となってきましたが、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化、個人志向の高まりや価値観の多様化等により、地域内の連帯感が薄れ、活力が低下するなど、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。また、東日本大震災の被災地においては、これまでの地域コミュニティが崩壊し、新しい環境でのコミュニティの再構築が課題となっています。

このような中、地域社会におけるニーズや多様化・複雑化した課題を把握し、それらに対応するため、多様な主体が新たな担い手として活動することに大きな期待が寄せられています。

2 社会的・公益的な活動の担い手の広がり

物の豊かさよりも、生きがいや自己実現など心の豊かさや、社会の役に立ちたいという社会貢献に対する人々の関心が高まっています。

社会的・公益的な活動に取り組む団体は、NPO法人や市民活動団体のほか、一般社団法人及び一般財団法人にも広がりをみせ、ソーシャルビジネス^{※1}や企業の社会的責任（CSR）の一環として社会貢献活動に取り組む企業も多くなっています。

また、ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、働く人たちがNPO活動に参加しやすい環境づくりが進められたり、高齢者が長年培った知識と経験を社会の中で生かせる場が整えられることにより、社会人がプロボノ^{※2}として活動に参加するなど、社会的・公益的な活動の担い手の広がりを期待することができます。

さらには、若い世代においても、ボランティア活動への参加のほか、NPOへの就職や起業など、就労の受け皿としても、NPOに対する関心が高まってきています。

3 行政とNPOとの協働の拡大

住民ニーズの多様化や様々な社会的課題の発生により、現場の実情に即した柔軟かつ機動的なサービスの提供が求められており、NPOは、従来の公共サービスでは十分に対応できなかった課題に対して成果を上げるなど、その役割は大きくなっています。

NPOは、公の施設の指定管理者制度や業務委託などを通じて、行政の主要なパート

※1 ソーシャルビジネス…社会問題の課題解決を目的として、ビジネスの手法を活用して事業に取り組むことをいいます。

※2 プロボノ…自らの経験や職業上の知識・スキルを生かして社会貢献するボランティア活動全般のことをいいます。

ナーとなってきており、より良い地域社会づくりに向けてそれぞれの立場や特性を認めた上で相互に補完し、お互いを尊重し合い協働することが求められています。

4 東日本大震災を契機とした災害等に対する意識の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大となるマグニチュード9.0の巨大地震と大規模な津波により未曾有の被害をもたらしました。

被災地においては、震災直後から多くのNPOがその機動性や専門性等を生かした被災者支援などの活動を自発的に展開し、復興の進展に重要な役割を果たしてきました。

県内外から多くのボランティアが参加したこれらの活動により、NPO活動やボランティア活動に対する市民の関心が高まり、その有効性・必要性が再認識されました。

東日本大震災以降も各地で頻発する大規模な自然災害の被災地では、多くのNPOやボランティアがこれまでの経験を生かして復旧・復興支援活動に取り組んでいます。

さらに、東日本大震災を契機に、住民が互いに助け合いながら、地域の課題を主体的、自立的に解決しようという意識が高まり、共助の精神に基づいた地域づくりの重要性も再認識されています。

5 SDGs達成に向けた取組の広がり

2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals = SDGs)は、全世界の共通課題である、貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を2030年までに解決し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指すために、17のゴール、169のターゲット、232の指標を設定しています。

我が国では、SDGsの実施を総合的かつ効果的に推進するため、2016年12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を決定し、推進に向けた体制として「NPO・NGO(Non Governmental Organization, 非政府組織)やさらには幅広い地域住民、民間組織や地縁型コミュニティ組織もSDGs実施の重要なパートナーと位置付け、効果的な連携を一層推進していく」こととしています。

【図1】SDGsの17のゴール



6 新型コロナウイルス感染症による社会の変化

新型コロナウイルス感染症は国内外の社会・経済に甚大な影響をもたらし、景気の低迷等厳しい状況が続くことが懸念されます。また、人と人との距離を確保し、感染拡大を防ぐための様々な対策を日常生活に取り入れる「新しい生活様式」やテレワーク、オンライン会議の開催による働き方の新しいスタイルなど、わたしたちの生活意識や行動の変化が求められています。

NPOにおいても、感染リスクを避けるため、活動を自粛したり、経済減退の影響により事業収入が減少するなど、NPO活動の継続に大きな影響を受けるとともに、社会の変化に応じた活動が求められています。

このような変化の中、様々な分野での社会的課題やニーズに対応するNPOの役割はますます重要となっており、その活動を継続するための支援も求められています。

第2節 宮城県におけるNPOの現状と課題

1 東日本大震災からの復興とNPO

東日本大震災発生直後から、県内はもとより、県外・国外からも数多くのNPOやNGO等が被災地に入るとともに、被災地においても新たなNPOが数多く立ち上がり、被災者支援や復興支援に向けたネットワークが形成され、被災者の心のケアや地域コミュニティの再構築など様々な事業や取組が行われました。

県内のNPO活動の現状を把握するため、平成30年12月に実施した「NPO活動実態・意向調査」（以下「実態調査」という。）では、東日本大震災関連の活動について、次のような現状が明らかとなりました。

■東日本大震災関連の事業実施状況等について

調査回答のあった409団体のうち東日本大震災関連の被災地・被災者支援活動を「現在実施している」と回答した団体は111団体であり、そのうち現在力を入れている活動分野（3番目まで回答可）をみると、1番目から3番目までの合計では、「まちづくりの推進（42.3%）」、「子どもの健全育成（37.8%）」の2分野が多くなっています。また、1番目に力を入れている活動分野では、「子どもの健全育成（18.9%）」が最も多く、次いで「まちづくりの推進（14.4%）」、「高齢者福祉の増進（12.6%）」の順となっています。

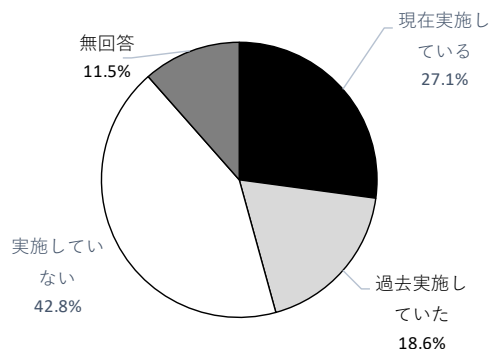
【表2-1-1】平成30年度宮城県NPO活動実態・意向調査の概要

調査対象	宮城県内に事務所を置くNPO（特定非営利活動法人、任意の市民活動団体、公益社団法人、一般社団法人等）
調査方法	インターネットによる調査、郵送による調査
調査時点	平成30年12月1日
回収結果	409件（回収率：47.1%）

（注）Nは調査で回答のあった全数（N=409）、nは全数から一部を抽出した数を指します。

【図2-1-1】東日本大震災関連支援活動の実施状況

《H30》 N=409



項目	回答数	構成比
現在実施している	111	27.1%
過去実施していた	76	18.6%
実施していない	175	42.8%
無回答	47	11.5%
合計	409	100.0%

【表2-1-2】現在力を入れている活動分野

《H30》

項目	1 番目	2 番目	3 番目	回答数	構成比
1位 まちづくりの推進	16	14	17	47	42.3%
2位 子どもの健全育成	21	13	8	42	37.8%
3位 社会教育の推進	10	7	11	28	25.2%
4位 高齢者福祉の増進	14	6	3	23	20.7%
5位 障害者福祉の増進	10	6	2	18	16.2%

n=111 (nは震災関連支援活動を現在実施している団体数)

※回答数は1番から3番目までの合計としている。

【表2-1-3】1番目に力を入れている活動分野

《H30》

項目	回答数	構成比
1位 子どもの健全育成	21	18.9%
2位 まちづくりの推進	16	14.4%
3位 高齢者福祉の増進	14	12.6%
4位 社会教育の推進	10	9.0%
障害者福祉の増進	10	9.0%
環境保全の増進	10	9.0%

n=111 (nは震災関連支援活動を現在実施している団体数)

■復興期間終了後も継続する必要がある活動について

復興期間終了後（令和3年4月以降）も継続する必要がある活動についての意見（自由回答）としては、「コミュニティ形成支援」、「孤立防止」、「被災者の心のケア」に関わるものが多く寄せられています。

【表2-1-4】復興期間終了後も継続する必要がある活動（自由回答：キーワード）

《H30》

＜自由記述の内容（一部）＞	
・コミュニティ支援 ・地域コミュニティづくり ・広域避難者の定住支援	
・地域活性化事業 ・地域の自治力を維持していくための中間支援	
・被災者の孤立防止 ・断酒会活動 ・健康増進に係る支援活動	
・心と体の健康に関する保健、福祉分野の支援 ・次世代育成	
・被災者の心のケア事業の通常の福祉 ・子育て支援への移行と相談事業の継続実施	
・被災者の声の聞き取り ・震災遺児への支援 ・就労支援、漁業支援	
・期間を決める必要はない、必要があれば続ける ・まちづくり	
・子育てしやすい環境づくり ・海岸林再生	
・ボランティア、団体のコーディネート ・復興公営住宅に住む高齢者の交流	
・参加者への防災教育を含めたスタディツアー	

n=111 (nは震災関連支援活動を現在実施している団体数)

キーワード	回答数
「地域」	20
「コミュニティ」	15
「孤立」	10
「生活」	9
「子ども」	8
「健康」	7
「心のケア」	6
「高齢者」	5
「福祉」	5
「防災」	5

※自由回答をキーワードで検索し、そのキーワードを回答に含んでいる団体をカウントした。

■支援活動の内容について

震災直後からの時系列順に傾向を見ると、「炊き出し」、「海岸等の清掃、瓦礫の片付け」、「物資配布」、「被災者の生活を助ける支援」は減少傾向にあり、「子ども支援」、「自治会活動への支援」、「コミュニティ・住民自治への支援」、「レクリエーションやサロン等の活動への支援」などは増加傾向となっています。また、「被災者の孤立防止」や「心と体の健康に関する保健・福祉分野の支援」、「ボランティア・団体のコーディネート」などは一定数が継続的に活動しています。

【表2-1-5】活動時期別東日本大震災関連支援活動の内容（複数回答可）《H30》

減少傾向の項目 (団体数)					時期によらず多い項目 (団体数)				
項目	A	B	C	D	項目	A	B	C	D
炊き出し	14	5	2	1	被災者の孤立防止	23	19	20	19
海岸等の清掃、瓦礫の片付け	12	6	5	4	心と体の健康に関する保健・福祉分野の支援	17	16	17	16
物資配布	23	9	4	0	ボランティア・団体のコーディネート	18	15	21	18
被災者の生活を助ける支援	21	20	15	8					
増加傾向の項目 (団体数)					<活動時期> A H23.3～H24.3.31 B H24.4.1～H27.3.31 C H27.4.1～H30.3.31 D H30.4.1～H30.11.30				
項目	A	B	C	D					
子ども支援	27	28	36	37					
自治会活動への支援	14	18	23	23					
コミュニティ・住民自治への支援	23	28	42	38					
レクリエーションやサロン等の活動への支援	21	26	32	34					

n=111 (nは震災関連支援活動を現在実施している団体数)

■支援活動を終えた理由

震災関連支援活動を過去に実施していた団体が支援の活動を終えた理由としては、「役割を終えた（ニーズがなくなった）」、「事業全体の中での優先度が下がった」、「地元団体・他団体に引き継いだ」などが挙げられます。

【表2-1-6】被災者・復興支援の活動を終えた理由（複数回答可）《H30》

項目	回答数	<その他の内容> ・行政からの事業委託期間の終了 ・契約期間等の終了 ・避難施設の撤去 ・担当者の死去 ・体制の再編成 ・当初の支援活動は継続してはいないが、励ましや技術助言などの形で復興支援を継続しているつもりである。 ・学校が始まったため通常事業に戻した。 ・対象地区の社会福祉協議会との連携には差が大きく他県や遠方からの物資のみを送る方々が歓迎された側面もあります。 ・同様の事業は継続しているが、復興支援を主目的とした事業をすることは不要との判断による。 ・記入した期間後も電話は受け付けている。
① 役割を終えた（ニーズがなくなった）	9	
② 資金の不足	0	
③ スタッフの不足	0	
④ 行政の施策ができた	1	
⑤ 地元団体・他団体に引き継いだ	5	
⑥ 対象者がいなくなった	3	
⑦ 専門性の不足	0	
⑧ ニーズが分からなくなった	0	
⑨ 事業全体の中での優先度が下がった	6	
⑩ その他（自由回答）	12	
※ 無回答	41	

n=76 (nは震災関連支援活動を過去に実施していた団体数)

NPOの現場目線や柔軟性、機動性といった強みを生かした活動は、被災者支援や復興支援において重要な役割を果たしてきましたが、復興の進捗状況に地域差が出てい

ること、地域や被災した方々の個別課題が多様化していることから、今後もNPOによるきめ細かいニーズ把握や取組が必要とされています。

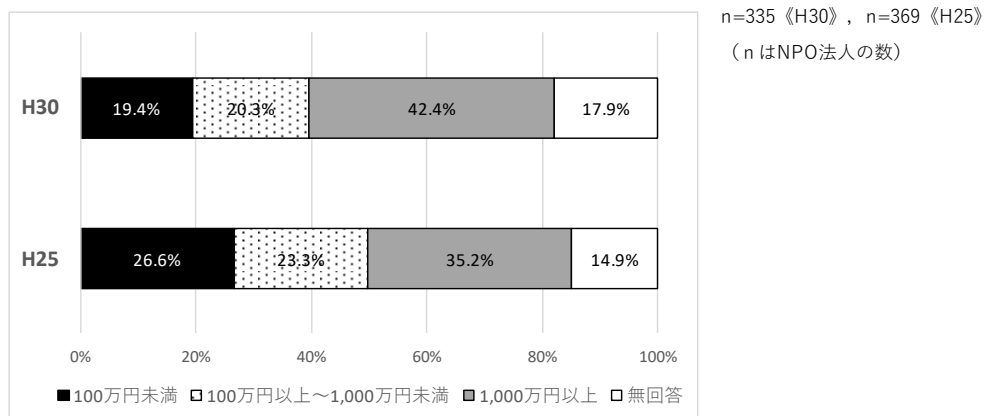
2 宮城県内のNPOの現状と課題

県内のNPO活動の現状を把握するため実施した実態調査により、次のような現状と課題が明らかになりました。

■NPO法人の財政（支出）規模について

回答者のNPOの財政（支出）規模については、100万円未満の団体の割合が平成25年度の実態調査（以下「前回調査」という。）の26.6%から19.4%と低下しているのに対し、1,000万円以上の団体の割合は35.2%から42.4%に上昇しています。

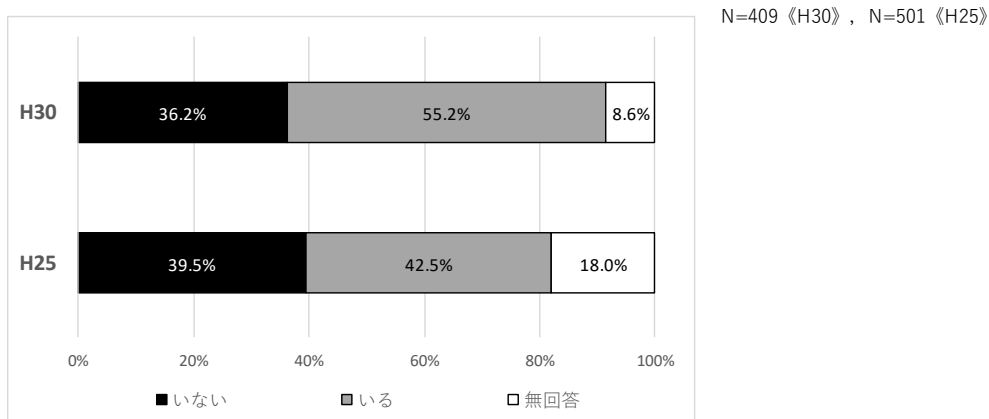
【図2-2-1】NPO法人の経常支出（特定非営利活動に係る事業）の比較（H30,H25）



■スタッフの状況について

有給の常勤職員がいる団体の割合は55.2%となっています。前回調査（42.5%）と比較して有給の常勤職員を持つ団体の割合は増加しているものの、有給の常勤職員がいないと回答した団体が4割弱を占めています。

【図2-2-2】団体の有給の常勤職員数の比較（H30,H25）



■事業活動を促進させるために最も解決すべき課題について

団体が事業活動を促進させるために最も解決すべき課題としては「資金（事業費）の不足（24.4%）」が最も多く、次いで「人材の不足（18.6%）」となっています。また、組織運営を円滑に進めるために最も解決すべき課題についても「資金（事業費）の不足（19.8%）」、「人材の不足（15.6%）」を挙げる団体が多くなっています。前回調査でも資金不足、人材不足の2項目が、最も解決すべき課題となっています。

【表2-2-1】事業活動を促進させるために最も解決すべき課題（上位5位まで）比較（H30,H25）

《H30》 N=409				《H25》 N=501			
項目		回答数	構成比	項目		回答数	構成比
1位	資金（事業費）の不足	100	24.4%	1位	資金（事業費）の不足	116	23.2%
2位	人材の不足	76	18.6%	1位	人材の不足	116	23.2%
3位	人材の世代交代が進まない	45	11.0%	3位	人材の世代交代が進まない	45	9.0%
4位	中長期的なビジョン・戦略・事業計画の不足	23	5.6%	4位	中長期的なビジョン・戦略・事業計画の不足	20	4.0%
5位	事業活動を効果的に広報・PRできていない	18	4.4%	5位	参加する市民や利用者がなかなか集まらない	18	3.6%
※	無回答	69	16.9%	※	無回答	100	20.0%

【表2-2-2】組織運営を円滑に進めるために最も解決すべき課題（上位5位まで）比較（H30,H25）

《H30》 N=409				《H25》 N=501			
項目		回答数	構成比	項目		回答数	構成比
1位	資金（管理費）の不足	81	19.8%	1位	人材の不足	106	21.2%
2位	人材の不足	64	15.6%	2位	資金（管理費）の不足	94	18.8%
3位	人材の世代交代が進まない	53	13.0%	3位	新しい会員がなかなか入ってこない	47	9.4%
4位	新しい会員がなかなか入ってこない	20	4.9%	4位	人材の世代交代が進まない	37	7.4%
5位	中長期的なビジョン・戦略・事業計画の不足	19	4.6%	5位	組織の現状分析、課題を整理・解決に導くためのノウハウの不足	19	3.8%
※	無回答	86	21.0%	※	無回答	126	25.1%

■専門家への相談状況について

専門家への相談状況について、現在相談を行っている専門家は、前回調査と同様に「会計・税務（公認会計士、税理士など）（45.2%）」が最も多く、前回調査の39.7%から5.5ポイント上昇しています。次いで「労務（社会保険労務士）（21.5%）」、「法務（弁護士、司法書士、行政書士など）（18.6%）」となっています。今後相談したいと考えている専門家については「資金調達（ファンドレイザーなど）（21.5%）」が最も多く、次いで「会計・税務（公認会計士、税理士など）（21.0%）」、「広報（新聞記者、その他ノウハウを持った個人や団体）（19.6%）」となっています。

【表2-2-3】相談している（できる）専門家（複数回答）比較（H30,H25）

《H30》 N=409

《H25》 N=501

項目		回答数	構成比	項目		回答数	構成比
1位	会計・税務（公認会計士，税理士など）	185	45.2%	1位	会計・税務（公認会計士，税理士など）	199	39.7%
2位	労務（社会保険労務士）	88	21.5%	2位	法務（弁護士，司法書士，行政書士など）	96	19.2%
3位	法務（弁護士，司法書士，行政書士など）	76	18.6%	3位	労務（社会保険労務士）	83	16.6%
4位	NPOマネジメント（中間支援組織，その他ノウハウを持った個人や団体）	69	16.9%	4位	IT活用（システムエンジニア，その他ノウハウを持った個人や団体）	81	16.2%
5位	広報（新聞記者，その他ノウハウを持った個人や団体）	54	13.2%	5位	NPOマネジメント（中間支援組織，その他ノウハウを持った個人や団体）	63	12.6%
※	無回答	35	8.6%	※	無回答	29	5.8%
※	特にいない	132	32.3%	※	特にいない	176	35.1%

【表2-2-4】今後相談したいと考えている専門家（複数回答）

《H30》 N=409

項目		回答数	構成比
1位	資金調達（ファントレイザーなど）	88	21.5%
2位	会計・税務（公認会計士，税理士など）	86	21.0%
3位	広報（新聞記者，その他ノウハウを持った個人や団体）	80	19.6%
4位	NPOマネジメント（中間支援組織，その他ノウハウを持った個人や団体）	73	17.8%
5位	IT活用（システムエンジニア，その他ノウハウを持った個人や団体）	68	16.6%
※	無回答	98	24.0%
※	特にいない	78	19.1%

■活動資金の確保について

今後より多くの活動資金を確保するに当たって必要であると考えていることについては，前回調査と同様に「行政・民間の補助金・助成金制度が拡充される（39.9%）」が最も多く，次いで「団体の活動内容・運営状況等の積極的な公開・透明化による信頼性の向上（32.0%）」，となっています。

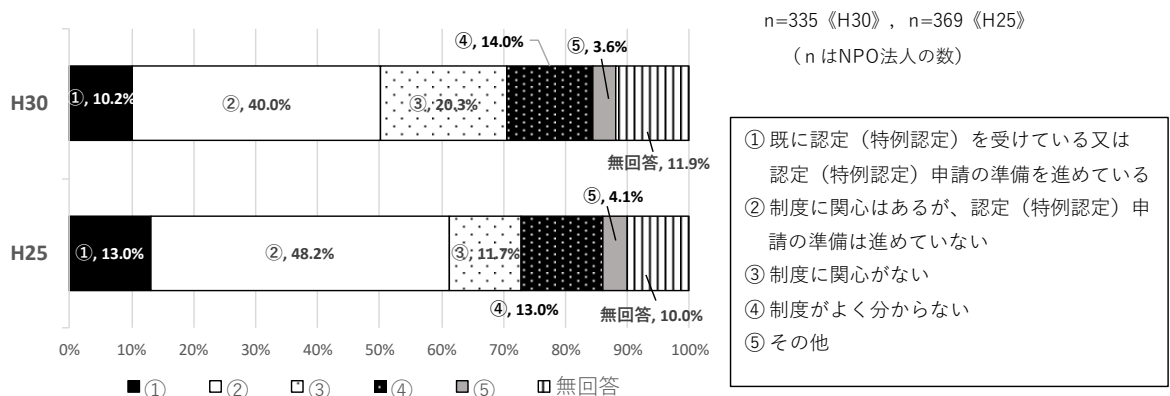
【表2-2-5】活動資金を確保するために必要なこと（複数回答）比較（H30,H25）

《H30》 N=409				《H25》 N=501			
項目		回答数	構成比	項目		回答数	構成比
1位	行政・民間の補助金・助成金制度が拡充される	163	39.9%	1位	行政・民間の補助金・助成金制度が拡充される	196	39.1%
2位	団体の活動内容・運営状況等の積極的な公開・透明化による信頼性の向上	131	32.0%	2位	団体の活動内容・運営状況等の積極的な公開・透明化による信頼性の向上	192	38.3%
3位	行政・民間から積極的に事業を受託する	116	28.4%	3位	NPO法人が寄附を集めやすくなる、市民が寄附をしやすくなる環境が促進される	152	30.3%
4位	NPO法人が寄附を集めやすくなる、市民が寄附をしやすくなる環境が促進される	112	27.4%	4位	行政・民間から積極的に事業を受託する	137	27.3%
5位	資金調達のノウハウを備えた人材を育成する	91	22.2%	5位	資金調達のノウハウを備えた人材を育成する	117	23.4%
※	無回答	33	8.1%	※	無回答	21	4.2%

■認定（特例認定）NPO法人について

県内の認定NPO法人※³数は平成30年度末で23法人となっており、平成25年度末の6法人（うち1法人は特例認定）より17法人増加しています。認定NPO法人申請の意向については、「制度に関心はあるが、認定（特例認定）申請の準備は進めていない」が40.0%で最も多くなっていますが、前回調査の48.2%と比較すると、8.2ポイント低下しています。また、「制度に関心がない(20.3%)」の回答の割合は前回調査の11.7%から8.6ポイント上昇しています。「制度に関心はあるが、認定（特例認定）申請の準備は進めていない」と回答したNPO法人に認定NPO法人申請をしない理由について尋ねたところ、「現時点では、認定（特例認定）の基準を満たすことが難しい(47.0%)」、「日常業務で忙しいため認定（特例認定）申請に必要な準備を行う時間がない(35.8%)」、「会計や税務に関する専門的な知識を持ったスタッフが不足している(26.9%)」といった理由が挙げられています。

【図2-2-3】認定（特例認定）NPO法人申請意向比較（H30,H25）



※3 認定NPO法人…NPO法人のうち、「広く市民から支援を受けている」、「活動や組織運営が適正に行われている」、「より多くの情報公開が行われている」など一定の基準を満たすものとして、所轄庁の認定を受けた法人をいいます。なお、県内の認定NPO法人は令和元年度末現在では27法人となっています。

【表2-2-6】認定NPO法人申請をしない理由（複数回答）比較（H30,H25）

項目	H30（n=134）		H25（n=178）	
	団体数	構成比	団体数	構成比
現時点では認定（特例認定）の基準を満たすことが難しい	63	47.0%	93	52.2%
日常業務で忙しいため認定（特例認定）申請に必要な準備を行う時間がない	48	35.8%	58	32.6%
会計や税務に関する専門的な知識を持ったスタッフが不足している	36	26.9%	53	29.8%
現状では、認定（特例認定）NPO法人になる必要性がない	33	24.6%	39	21.9%
まだ検討中の段階で認定（特例認定）申請の準備に至っていない	32	23.9%	48	27.0%
認定（特例認定）を受けたとしても認定（特例認定）の有効期間中に基準を満たす寄附金の受け入れが見込めない	27	20.1%	56	31.5%
認定（特例認定）の仕組みや基準を満たしているかどうかがよく分からない	16	11.9%	31	17.4%
その他	1	0.7%	4	2.2%
無回答	0	0.0%	1	0.6%

n=134《H30》,n=178《H25》（nは制度に関心はあるが、認定（特例認定）申請の準備は進めていない団体数）

■協働のパートナーについて

団体が過去5年間（平成26年以降）に協働したパートナーについては「行政（40.8%）」と「他のNPO（NPO法人や任意団体を含む）（37.7%）」の二者が多くなっています。また、協働のパートナーが「特にいない」という団体が24.9%と、前回調査の20.2%より4.7ポイント上昇しています。また、協働を希望する相手については、「行政（35.2%）」と「他のNPO（NPO法人や任意団体を含む）（31.1%）」に次いで「企業（25.9%）」となっており、今後取り組みたい事業については「事業の共催（37.4%）」、「事業の企画・立案等への参加（34.5%）」、「情報交換・意見交換（32.0%）」の順で多くなっています。

【表2-2-7】過去5年間の協働パートナー（複数回答）比較（H30,H25）

《H30》 N=409

《H25》 N=501

項目		回答数	構成比	項目		回答数	構成比
1位	行政	167	40.8%	1位	他のNPO（NPO法人や任意団体を含む）	213	42.5%
2位	他のNPO（NPO法人や任意団体を含む）	154	37.7%	2位	行政	206	41.1%
3位	企業	56	13.7%	3位	企業	127	25.3%
4位	町内会などの地域団体	51	12.5%	4位	大学・専門学校等の学術機関	106	21.2%
5位	大学・専門学校等の学術機関	40	9.8%	5位	町内会などの地域団体	96	19.2%
※	特にいない	102	24.9%	※	特にいない	101	20.2%
※	無回答	68	16.6%	※	無回答	36	7.2%

【表2-2-8】今後協働を希望する相手（複数回答）比較（H30,H25）

《H30》 N=409

《H25》 N=501

項目		回答数	構成比	項目		回答数	構成比
1位	行政	144	35.2%	1位	行政	275	54.9%
2位	他のNPO（NPO法人や任意団体含む）	127	31.1%	2位	他のNPO（NPO法人や任意団体含む）	258	51.5%
3位	企業	106	25.9%	3位	企業	211	42.1%
4位	町内会などの地域団体	76	18.6%	4位	大学・専門学校等の学術機関	189	37.7%
5位	大学・専門学校等の学術機関	64	15.6%	5位	町内会などの地域団体	170	33.9%
※	特にない	45	11.0%	※	特にない	46	9.2%
※	無回答	82	20.0%	※	無回答	27	5.4%

【表2-2-9】今後取り組みたい協働の種類（複数回答）

《H30》 N=409

項目	回答数	構成比
事業の共催	153	37.4%
事業の企画・立案等への参加	141	34.5%
情報交換・意見交換	131	32.0%
事業の委託（施設の指定管理を含む）	94	23.0%
実行委員会・協議会への参加	23	5.6%
その他	27	6.6%
特にない	45	11.0%
無回答	117	28.6%

これらのことから、多くのNPOが多様な主体と様々な形態で協働しながら活動している実態が明らかになり、NPO活動における協働の重要性を確認することができます。一方で、協働を進めるためには、団体の組織運営や資金調達などの基盤強化へ向けた取組や、それらを支援する体制の構築が求められています。

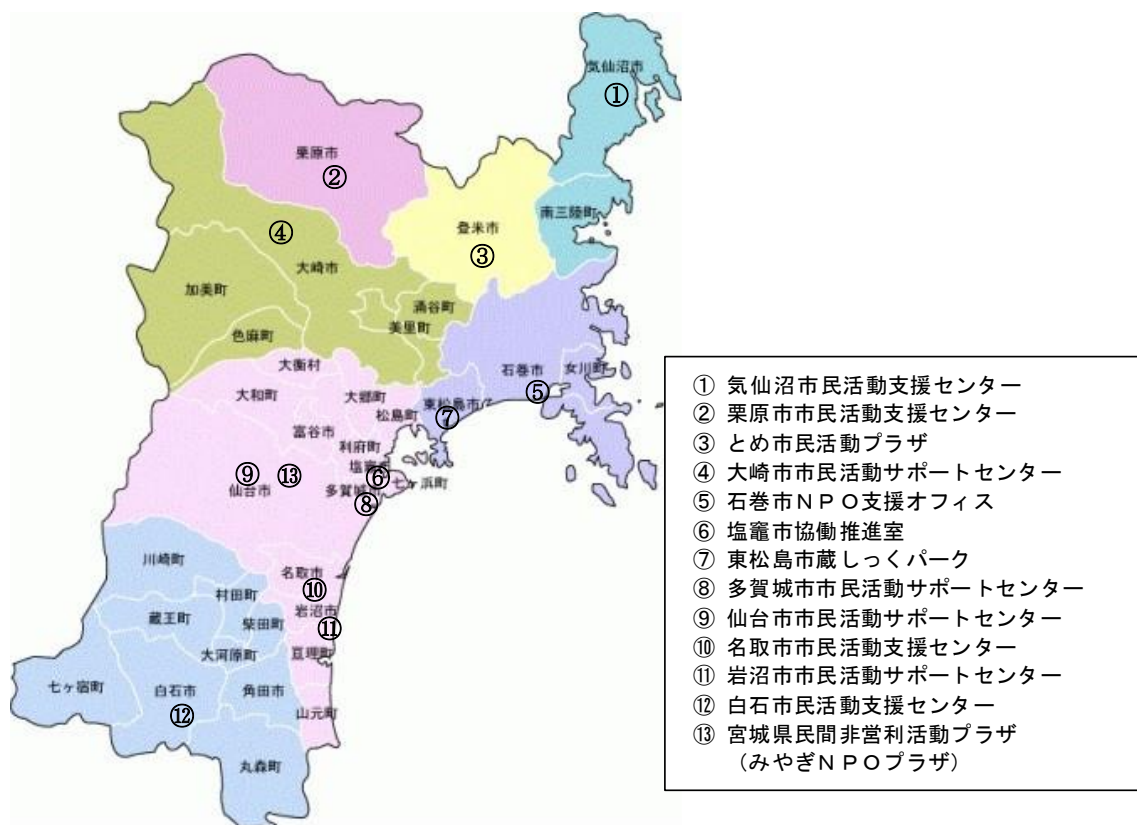
3 宮城県内のNPO支援施設の現状と課題

① 現状

県内には、NPOの活動を支援する拠点であるNPO支援施設が13箇所に設置されています。その活動内容に差異はありますが、情報の収集・提供や事務スペース・会議室・作業室等の提供、相談の受付、市民とNPOとのコーディネートなどを行っており、各地域におけるNPO活動を促進する上で、重要な役割を担っています。

実態調査において、NPO支援施設に期待するサービスや支援について尋ねたところ、「活動の場の提供（貸室、設備等）（41.3%）」が最も多く、次いで「行政との連携・協働を促進する事業の企画・実施（36.9%）」、「他のNPOや市民活動に関心のある市民等との交流、連携・協働を促進する事業の企画・実施（33.5%）」、「団体の組織運営、事業活動に役立つ情報の収集及び提供・発信（33.3%）」の順となっています。

【図2-3-1】県内NPO支援施設の配置図



【表2-3-1】NPO支援施設に期待するサービス・支援（複数回答）比較（H30,H25）

項目	H30（N=409）		H25（N=501）	
	団体数	構成比	団体数	構成比
活動の場の提供（貸室、設備等）	169	41.3%	203	40.5%
行政との連携・協働を促進する事業の企画・実施	151	36.9%	208	41.5%
他のNPOや市民活動に関心のある市民等との交流、連携・協働を促進する事業の企画・実施	137	33.5%	195	38.9%
団体の組織運営、事業活動に役立つ情報の収集及び提供・発信	136	33.3%	196	39.1%
企業との交流、連携・協働を促進する事業の企画・実施	132	32.3%	159	31.7%
団体の組織運営、事業活動を担う人材の育成及び能力開発のための講座・研修等の企画・開催	115	28.1%	170	33.9%
NPOの活動状況等の情報の収集及び提供・発信	112	27.4%	167	33.3%
団体の組織運営、事業活動や他団体との協働等に関する相談支援	90	22.0%	109	21.8%
その他	11	2.7%	15	3.0%
特になし	47	11.5%	53	10.6%
無回答	50	12.2%	40	8.0%

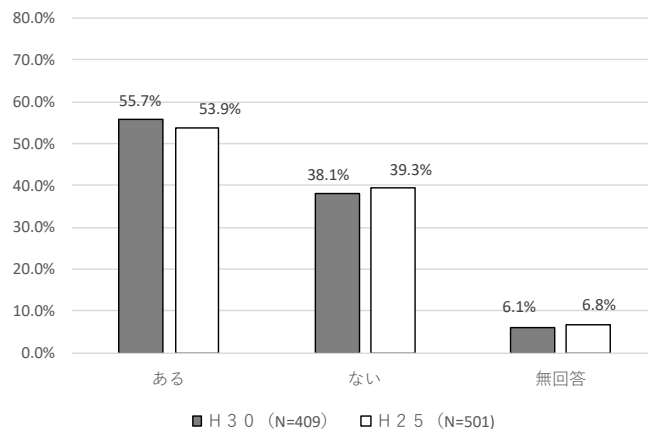
NPO支援施設の利用状況について尋ねたところ、県が設置する宮城県民間非営利活動プラザ（以下「みやぎNPOプラザ」という。）を利用したことがある団体が55.7%，仙台市が設置する仙台市市民活動サポートセンターを利用したことがある団体が46.0%である一方で、これら2施設以外の施設については、10%以下となっています。また、みやぎNPOプラザを利用したことがないと回答した団体は

38.1%で、その理由については、「地理的に遠い」のほか、「提供しているサービスや支援の内容は知っているが、現在の団体の組織運営や活動状況からみて、利用する必要性がない」や「どんなサービスや支援を提供しているかわからない」を挙げる割合が高くなっています。

【表2-3-2】 利用したことのあるNPO支援施設（複数回答）比較（H30,H25）

項目	H30（N=409）		H25（N=501）	
	団体数	構成比	団体数	構成比
みやぎNPOプラザ	228	55.7%	270	53.9%
仙台市市民活動サポートセンター	188	46.0%	217	43.3%
石巻市NPO支援オフィス	40	9.8%	41	8.2%
多賀城市市民活動サポートセンター	35	8.6%	31	6.2%
名取市市民活動支援センター	33	8.1%	11	2.2%
大崎市市民活動サポートセンター	29	7.1%	36	7.2%
とめ市民活動プラザ	19	4.6%	15	3.0%
気仙沼市民活動支援センター	16	3.9%	16	3.2%
栗原市市民活動支援センター	13	3.2%	11	2.2%
岩沼市市民活動サポートセンター	7	1.7%	7	1.4%
塩竈市協働推進室	6	1.5%	8	1.6%
白石市市民活動支援センター	4	1.0%	7	1.4%
みさと地域活動サポートセンター	2	0.5%	4	0.8%
無回答	158	38.6%	364	72.7%

【図2-3-2】 みやぎNPOプラザの利用経験の比較（H30, H25）



【表2-3-3】 みやぎNPOプラザを利用しない理由（複数回答）比較（H30,H25）

項目	H30（n=156）		H25（n=197）	
	団体数	構成比	団体数	構成比
地理的に遠い	76	48.7%	104	52.8%
提供しているサービスや支援の内容は知っているが、現在の団体の組織運営や活動状況からみて、利用する必要性がない。	52	33.3%	39	19.8%
どんなサービスや支援を提供しているのか分からない	36	23.1%	59	29.9%
利用したいサービスや支援がない	16	10.3%	21	10.7%
その他	7	4.5%	11	5.6%
無回答	8	5.1%	17	8.6%

n=156《H30》, n=197《H25》（nはみやぎNPOプラザを利用したことがない団体数）

② 課題

前回調査では、みやぎNPOプラザを利用したことがある団体が53.9%、仙台市市民活動サポートセンターを利用したことがある団体が43.3%で、利用状況は両施設とも微増していますが、NPO支援施設は、地域のNPO活動をサポートする重要な役割を担っていることから、各NPO支援施設の組織強化や機能、提供サービスの充実、認知度の向上、他のNPO支援施設とのネットワークの構築などを図っていく必要があります。

4 宮城県の施策の現状と課題

現在、県がNPO活動を促進するために行っている主な施策とその課題は、次のとおりです。

(1) みやぎNPOプラザの運営

① 現状

県は、県内全域のNPO活動を総合的に促進するための中核機能拠点として、平成13年4月にみやぎNPOプラザを設置しており、平成17年4月からは、利用者のニーズに即したきめ細かなサービスを提供するため、NPOを指定管理者とする指定管理者制度を導入しています。

現在、みやぎNPOプラザでは、各地域のNPO支援施設と連携しながら、NPO活動の紹介や交流イベント、マネジメント講座等の開催、事務ブースや会議室の貸出し、助成金やイベント等に関する情報発信などの事業を実施しています。

【表2-4-1】みやぎNPOプラザの利用者数の推移

〔県直営 H16年度：36,089人〕

(単位：人)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
利用者数	48,082	56,697	49,635	51,724	53,601	51,490	49,014	46,890	44,139	39,872

② 課題

指定管理者制度の導入により、みやぎNPOプラザの年間利用者数は導入前と比べて大きく増加したものの、平成27年度以降は減少傾向にあります。また、みやぎNPOプラザが入居する榴ヶ岡分室庁舎（仙台市宮城野区）は、昭和43年に宮城県図書館として開館後、築53年が経過し老朽化が進んでいます。施設の不具合についてはその都度対処しているものの、大きなサービスの低下や施設の利用制限を余儀なくされる事態の発生が懸念されています。

地域のNPO支援施設は12の市が設置していますが、県内全域に設置されているとは言えない状況にあることから、みやぎNPOプラザには、県のNPO活動促進の拠点としての情報提供や各種事業の実施等のもとより、地域のNPO支援施設とのネットワークを活用した事業実施やNPO支援施設のない地域での事業実施、NPO支援施設の設置促進の働きかけなどが求められています。

(2) 活動資金の支援

① 現状

東日本大震災以降、NPOが行う被災者支援や被災地の復興支援活動を促進するために必要となる活動資金の支援を行っています。

震災から10年が経過しましたが、被災した方々の心の復興や地域コミュニティの再構築には地域差があり、中長期的な取組が必要とされています。NPOによる取組は、復興・被災者支援において重要な役割を果たしてきましたが、被災者を取り巻く課題は、多様化・複雑化しており、NPOのきめ細かな支援と蓄積されたノウハウに、引き続き、大きな期待が寄せられています。

② 課題

被災した方々の心の復興や被災地における様々な課題への対応など、復興・被災者支援の継続が求められています。今後もその担い手として、NPOには重要な役割を期待されていることから、復興・被災者支援に必要な活動資金の支援を継続できるよう検討していく必要があります。また、実態調査では、「資金不足」を訴える団体が最も多いことから、NPOの資金調達を支援する取組についても推進する必要があります。

(3) 県税の優遇措置

① 現状

NPO法人の設立の促進と経済的自立を促すため、「特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例」（平成13年宮城県条例第40号）に基づき、県税の優遇措置を講じています。

「地方税法施行令」（昭和25年政令第245号）第7条の4の収益事業を行わないNPO法人に対する法人県民税の均等割を免除するほか、収益事業を行うNPO法人についても一定の要件を満たす場合、最初の3箇年を限度に法人県民税の均等割を免除しています。また、NPO活動の用に供するための不動産や自動車が無償で取得した場合に、不動産取得税、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割を免除しています。

さらに、福祉を担うNPO法人や環境保全を図る活動（ナショナル・トラスト活動）を行うNPO法人に対する課税免除を行っているほか、認定NPO法人への寄附の促進のための個人住民税の寄附金控除など、NPO法人の活動を支援するための優遇策を講じています。

② 課題

課税免除の件数と金額は横ばいで推移しており、前回調査から大きな変化はありませんが、県税の課税免除は定着しており、財政的支援として一定の効果があると考えます。NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するため、寄附金控除等の県税の優遇措置について、広く周知されるよう、その情報発信が求められます。

【表2-4-2】県税の課税免除の実績（課税免除額）

（単位：件、千円）

	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
法人県民税均等割	379	8,678,600	377	8,039,900	387	8,731,200	391	8,432,000	387	8,534,900
不動産取得税	0	0	0	0	1	726,800	0	0	0	0
自動車取得税※	5	263,800	0	0	1	28,700	0	0	0	0
自動車税	39	2,754,200	36	2,622,700	36	2,658,100	31	2,502,400	34	2,754,600
合計	423	11,696,600	413	10,662,600	425	12,144,800	422	10,934,400	421	11,289,500

※R1.10.1から自動車取得税が廃止され環境性能割が導入

（４）県有遊休施設等の有効利用によるＮＰＯの拠点づくり事業

① 現状

NPO活動の拠点を提供するため、県が保有する遊休施設の貸付けを行っています。現在、用途を廃止した校舎や宿舍など5つの施設について貸付けを実施しており、NPOの活動拠点として利用されています。

【図2-4-1】宮城県民間非営利活動施設（１～６号）位置図 ※５号はH31.3.31に廃止したため欠番



② 課題

県では、NPOへの活動の場の提供により、NPOとともに公益的なサービスの提供や地域課題の解決に取り組んできました。各施設については、施設の老朽化による不具合があるものの、それぞれのNPOの活動の場として有効に利用されており、新たに貸し付けできる施設の確保が課題となっています。県が所有する施設には限りがあるため、新たな県有施設の確保に努めるとともに、市町村においてもNPO活動の拠点づくりについて理解と協力を求めながらNPO活動を支援していく必要があります。

(5) プロボノによるNPOの支援・運営基盤強化

① 現状

多様化・複雑化する地域課題に対応するため、自主的に課題解決に取り組むNPOの活躍が期待されていますが、依然として人材不足や資金の獲得が課題となっている団体も多く、運営基盤の強化が必要となっています。このようなNPOを支援するため、Webデザインやマーケティング、会計・税務知識など、社会人が職業上のスキルや専門的知識を生かしてボランティア活動を行う「プロボノ」の理解促進の取組を進めています。

② 課題

プロボノはNPOの運営基盤強化としてだけでなく、企業や行政にとっても人材育成に有効だと言われていますが、一部の企業を除いてまだ普及しているとは言えません。プロボノが促進されることで、社会人が自身のスキルやノウハウ等を地域社会に還元するだけでなく、様々な地域課題に取り組む人々と出会い、共に活動することでネットワークが生まれ、活動等で得た発見や充実感が本業で役立つという好循環をもたらします。プロボノが広く浸透していくためには、特に企業に対し、従業員のプロボノ参加の理解の促進が求められるとともに、働き方改革などを通じた環境づくりが期待されます。

(6) NPOとの協働

① 現状

NPOは行政の主要なパートナーであり、庁内の多くの部署で、NPOとの連携・協働による事業を展開しています。

情報交換や意見交換、政策・企画立案への参画、事業協力や共催・後援、補助・助成、業務委託などを行っているほか、NPOについての基礎知識を習得し協働を実践するため、県職員を対象とした研修を実施しています。また、NPOと県とのパートナーシップの確立を目指し、「NPO推進事業発注ガイドライン^{※4}」を作成し、発注手続きの適正化を図り、県の事業についてNPOへの業務委託を推進しています。

② 課題

令和元年度に実施した「NPO活動促進に係る庁内調査」によると、NPOとの協働を行った部署については、ほとんどが「期待どおりの成果があった」と回答していますが、県とNPOとの協働の実績件数は、過去3年間において横ばいで推移しています。また、業務委託における「NPO推進事業発注ガイドライン」の活用

※4 NPO推進事業発注ガイドライン…「①地域に根ざした活動」、「②コミュニティビジネスの展開や地域の雇用創出等の効果が期待できる」、「③NPO支援・促進のため象徴的・モデル的に実施することが望ましい」等、NPOの特質である、自主性・個別性・先駆性等が必要とされ、特にNPOが実施することが適切であると認められる事業を選定しており、選定されると契約保証金の免除や、予定価格の事前公表、前払制度及び概算払制度の活用などのメリットがあります。

については、「全く考慮していない」との回答が半数を占めていたことから、今後もガイドラインの活用のメリットについて職員への周知を図る必要があります。

NPOとの協働をより一層推進するため、引き続き、NPOに対する理解を促進するとともに、協働による成果などの好事例について情報発信し、NPOとの協働に向けた取組を検討する機会を創出するなど、全庁的に取り組んでいく必要があります。

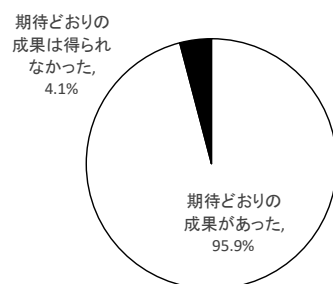
【表2-4-3】NPO活動促進に係る庁内調査の概要

調査対象	宮城県庁各課及び地方公所、県立学校
調査方法	電子申請システムによるオンライン調査
調査対象年度	令和元年度（協働実績等は平成29年度から令和元年度）
回収結果	150件(回答率：44.2%)

（注）Nは調査で回答のあった全数（N＝150）、nは全数から一部を抽出した数を指します。

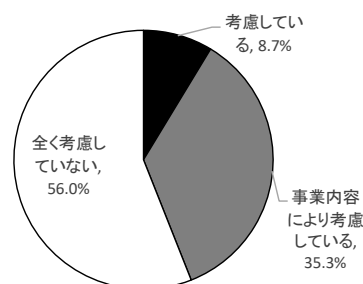
【図2-4-2】NPOとの協働の効果

(n＝49)



【図2-4-3】NPO推進事業発注ガイドラインの活用

(N＝150)



【表2-4-4】県とNPOとの協働の実績件数

項目	件数（n＝49）		
	H29	H30	R1
①委託事業	109	112	105
②補助・助成等	46	46	47
③情報交換	17	19	21
④政策等への参画	12	15	18
⑤共催・後援	367	397	346
⑥実行委員会	4	4	4
⑦NPOとの事業協力	11	12	13
⑧その他NPOとの協力	6	6	7

n＝49（nはNPOとの協働を行った部署数）

（7）宮城県NPO活動促進庁内連絡調整会議等の設置

① 現状

NPO活動を促進する県庁内の体制として、NPO活動促進庁内連絡調整会議及びその幹事会を設置するとともに、NPOパートナーシップ推進員を配置しています。

NPO活動促進庁内連絡調整会議は、NPOに関する県の施策の総合的な調整と決定を行う組織であり、NPO推進事業の選定やNPO活動に関する施策の全庁的な調整を行っています。また、NPOパートナーシップ推進員は、NPOと行

政との協働を推進するため、各部局に配置しており、各部局内のとりまとめを行っています。

② 課題

県とNPOとの協働実績の件数が伸び悩んでいることから、NPOパートナーシップ推進員を中心に協働の内容の検証を行いながら、全庁的な協働の推進に取り組んでいく必要があります。

5 市町村の施策の現状と課題

県内市町村のNPO活動に対する支援状況を把握するため、令和元年度に実施した「NPO活動促進に係る市町村調査」により、次のような現状と課題が明らかになりました。

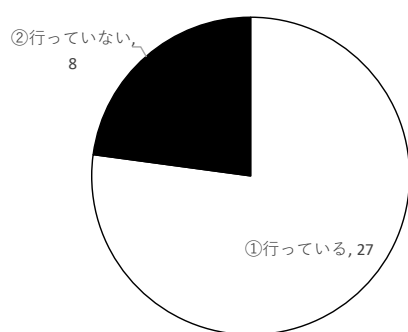
■NPOとの協働の実績について

NPOとの協働を行っている市町村は、前回の平成27年度調査よりも1団体増加し、27団体となっています。そのうち、25団体が「期待どおりの成果があった」と回答しており、協働を行った感想としては「行政だけでは対応できないサービスの提供や事業活動に広がりがあった」、「行政よりも柔軟な対応ができた」などと評価をしています。

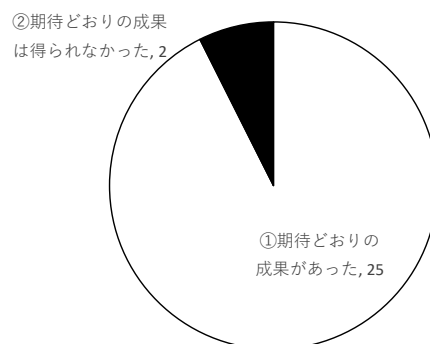
【表2-5-1】NPO活動促進に係る市町村調査の概要

調査対象	宮城県内35市町村
調査方法	電子申請システムによるオンライン調査、電子メールによる調査
調査対象年度	令和元年度（協働実績等は平成29年度から令和元年度）

【図2-5-1】NPOとの協働について



【図2-5-2】NPOとの協働の効果について



■市町村職員全般のNPOに対する理解度について

市町村職員全般のNPOに対する理解度については、「十分進んでいる」及び「やや進んでいる」と回答した団体が平成27年度と比較して8団体増加し14団体となり、「あまり進んでいない」及び「進んでいない」と回答した団体が平成27年度と比較して8団体減少し18団体となりました。平成27年度調査と比較すると、理解度は進んでいるものの、「あまり進んでいない」の回答の団体が15団体と最多であり、市町

村職員全般の理解促進が必要であると考えられます。

【表2-5-2】職員のNPO理解度について比較（R1,H27）

項目	R1		H27		H27-R1 増減
	回答数	構成比	回答数	構成比	
① 十分進んでいる	2	5.7%	1	2.9%	1
② やや進んでいる	12	34.3%	5	14.3%	7
③ あまり進んでいない	15	42.9%	21	60.0%	▲6
④ 進んでいない	3	8.6%	5	14.3%	▲2
⑤ わからない	3	8.6%	3	8.6%	－
計	35	100.0%	35	100.0%	－

■NPOとのパートナーシップ形成の促進について

NPOとのパートナーシップ形成の促進のため、自治体に取り組むべきことについては、「行政職員一人一人がNPOに対する正しい理解を持つこと」が重要であるという回答が多く、次いで「NPOと行政の結び手となる中間支援組織と連携すること」、「NPOの実施する事業に対して、情報、資金、場所、ノウハウ等を提供すること。」となりました。

【表2-5-3】NPOとのパートナーシップ形成の促進のため、自治体に取り組むべきこと(R1, H27)

項目		1位	2位	3位	計
① 行政職員一人ひとりがNPOに対する正しい理解を持つこと	R1	21	1	6	28
	H27	14	1	7	22
② 政策を立案する段階で情報の公開、提供に努めること	R1	1	3	8	12
	H27	4	9	0	13
③ 政策立案に参加できるような機会を設けること	R1	4	6	3	13
	H27	6	4	5	15
④ 各審議会や委員会等の委員に、NPO関係者を起用すること	R1	1	0	7	8
	H27	0	5	6	11
⑤ NPOの実施する事業に対して、情報、資金、場所、ノウハウ等を提供すること	R1	3	10	1	14
	H27	4	5	3	12
⑥ NPOへの業務委託を推進すること	R1	0	5	2	7
	H27	2	5	6	13
⑦ NPOと行政の結び手となる中間支援組織と連携すること	R1	3	8	4	15
	H27	5	4	6	15
⑧ その他	R1	2	2	2	6
	H27	0	1	0	1
計	R1	35	35	35	105
	H27	35	34	33	102

また、NPOとのパートナーシップ形成の促進のため、NPOに求めることについては、「団体の組織運営が安定していること」が重要であるという回答が一番多く、続いて「行政への企画提案やそれを実行できる能力を持っていること」、「専門知識やノウハウを有していること」の回答が多い結果となりました。一方で、「法人格を取得していること」や「NPO間のネットワークの形成がなされていること」を重要視するという回答は少ない結果となっています。

【表2-5-4】NPOとのパートナーシップ形成の促進のため、NPOに求めること(R1, H27)

項目		1 位	2 位	3 位	計
① 法人格を取得していること	R1	0	0	0	0
	H27	1	0	0	1
② 一定程度の活動の実績があること	R1	2	3	6	11
	H27	4	2	6	12
③ 行政との連携の実績があること	R1	1	1	1	3
	H27	3	0	1	4
④ 行政への企画提案やそれを実行できる能力を持っていること	R1	11	6	5	22
	H27	10	6	6	22
⑤ 事業を担うスタッフがそろっていること	R1	2	4	3	9
	H27	1	3	2	6
⑥ 専門知識やノウハウを有していること	R1	7	6	3	16
	H27	5	4	4	13
⑦ 団体の財政基盤が安定していること	R1	1	2	3	6
	H27	1	2	4	7
⑧ 団体の組織運営が安定していること	R1	7	9	5	21
	H27	8	13	3	24
⑨ 行政の制度やルールへの理解が深いこと	R1	2	1	4	7
	H27	0	3	2	5
⑩ NPO間のネットワークの形成がなされていること	R1	0	0	2	2
	H27	0	0	1	1
⑪ NPO以外の団体との連携によるネットワークの構築が可能なこと	R1	0	2	0	2
	H27	1	1	4	6
⑫ 団体に関する情報が住民に広く提供されていること	R1	1	0	2	3
	H27	1	1	2	4
⑬ その他	R1	5	5	5	15
	H27	0	0	0	0
計	R1	35	35	35	105
	H27	35	35	35	105

■NPO活動施策に必要な県からの支援について

NPO活動促進施策に必要な県からの支援については、「市町村が実施する財政的支援事業への補助」が一番多く、次いで「市町村事業のNPOへの業務委託を推進するためのガイドライン作成等に関する情報提供」となっています。「特に必要な支援はない」と答えた回答も19団体ありました。

【表2-5-5】市町村が実施するNPO活動促進施策に必要な県からの支援

項目	1位	2位	3位	計
①市町村の遊休施設をNPOに貸し付ける際の手続きに係る情報提供	2	1	0	3
②NPO・市民を対象とした会議におけるNPO法人設立等に係る説明への県職員の派遣	2	1	1	4
③NPOに関する職員研修への県職員の派遣	3	3	3	9
④職員研修所等でのNPOに関する研修の県との共催	3	3	2	8
⑤市町村が実施する財政的支援事業への補助	13	9	3	25
⑥中間支援施設（市町村NPO支援センター・市民活動サポートセンター等）の整備に関する情報提供	2	8	4	14
⑦市町村事業のNPOへの業務委託を推進するためのガイドライン作成等に関する情報提供	5	4	9	18
⑧特に必要な支援はない	4	5	10	19
⑨その他	1	1	3	5
計	35	35	35	105

行政とNPOとの協働がこれまで以上に重要となる中で、市町村においても、地域課題の解決に取り組むNPOとの相互の理解を深め協働を推進することが必要であり、県は、市町村に対し、積極的に市町村がNPO活動促進施策を進めるための情報提供をするとともに、市町村と連携しながら協働を推進していく必要があります。

第3節 NPOに期待される社会的役割と可能性

1 社会参加機会の拡充と市民性を育む社会的機能としてのNPO

社会の役に立つことを生きがいや自己実現につなげようとする意識が人々に広がってきています。

NPOは、そうした社会参加の主要な手法の一つとなっており、多様な思想やアイディア、価値観等を持つ個人の力を集結して社会の力へと変える役割を果たしています。

人々は、社会的・公益的な活動に参加することによって、社会の問題に関心を持ち、その解決の意義や必要性を考える機会を得ることができます。NPOには、このような市民性への目覚めとその育成の機会、ひいては、民主主義を学ぶ機会を提供する役割も期待されていると言えます。

2 市民セクターの中心的存在としてのNPO

健全な市民社会の形成のためには、行政や企業等のほかに、既存の仕組みから独立した行動原理を持つ市民セクターの存在が求められています。

そして、NPOには、市民セクターの中心的存在となり、シンクタンクや公共サービスの担い手として、様々な政策提言や活動を行うことが期待されています。

3 新たな社会的課題に先駆的に対応するNPO

人口減少や少子高齢化の進展等，社会を取り巻く環境が変化することにより，ニーズの多様化・複雑化が進み，新たな地域課題が発生しています。それらの解決に向けて柔軟で機動的な対応が求められており，NPOには，新しい発想と機動力で新たな社会的課題に対しても先駆的，創造的な取組を行うことが期待されています。

4 多様な人々の参加の場と社会的包摂のためのNPO

人口減少や少子高齢化，雇用の不安定化，地域・家族の紐帯の弱体化等，経済社会の構造変化が進む中，困難に陥った人々に対するサポートや地域社会との関係性を再生するための活動が重要となります。

NPOには，生きづらさを感じている人や多様な問題を抱える人の社会的包摂^{※5}に向けた先導的役割も期待されており，こうした取組がより広げられる条件づくりが求められます。

5 NPOを支援するNPO（中間支援組織）

NPO活動を促進するためには，中間支援組織の政策提言や地域資源（人材や物資，資金，場所等）の仲介，協働のコーディネートなどの支援機能が重要です。

様々な分野でNPO活動が展開される中で，個々のNPOが社会的な役割を担うとともに，その資源が有効に活用されるように，NPOと多様な主体との協働のコーディネートなどを担う中間支援組織の役割が，今後ますます大きくなると考えられます。

6 大規模化・多様化する災害等からの復興の担い手としてのNPO

災害等における復興の担い手は県民一人一人であり，それぞれが復興に取り組んでいくとともに，復興の推進のためには，県，市町村，企業，NPOなど，多様な主体がそれぞれの強みを生かしながら，連携していくことが重要です。そして，NPOには，被災者の心のケアや生活のサポート，地域コミュニティの再構築におけるきめ細かなサービスの提供など，現場目線や柔軟性，機動性といったNPOの強みを生かした役割が期待されています。

第4節 NPOの課題と今後望まれること

NPO活動は様々な分野で展開され，NPOに期待される社会的な役割はますます大きくなっていますが，反面，自立的な運営や活動内容の向上等の面で課題を抱えることにより，その機能を十分に発揮できない団体もあります。

NPOには，多様な主体と共に社会を支え，その期待に応えるため，次のような取組を進めることが求められています。

※5 社会的包摂…雇用や地域的つながりから疎外される「社会的排除」が広がる中，そうした状態にある人が改めて社会参加できる条件を整備しようとする考え方をいいます。

1 説明責任と情報公開

NPOは、その目的や使命を実現するために活動しており、目的や使命への共感が多くの人々や企業などを動かし、寄附や活動への参加等の協力を得ることができます。このため、目的や使命を明確にし、様々な媒体を活用して、積極的に情報を発信することが不可欠です。

より多くの人々からの理解と支持を得て、社会からの信頼を確かなものにしていくためには、説明責任の重要性を認識し、積極的に情報公開・情報発信を行うことが求められています。

2 継続的な活動のためのマネジメント能力の向上

NPOが社会との信頼関係を確立するために基本的かつ重要なことは、NPOが社会的・公益的な活動を継続的に行うことであると考えられます。

このため、それぞれのNPOが持つ活動資源を有効かつ効率的に活用し、自立した運営の下で継続的な活動ができるよう、事業実施や組織運営・管理等のマネジメント能力を高めることが求められています。

3 創造性の発揮

NPOは、現場の実情に即した情報を豊富に持つことで、人々のニーズを先取りし、先駆的な取組を行うことができるなど、行政や企業では対応が困難な新たな課題についても、迅速かつ効果的な活動を展開することが期待されています。

NPOは、その目的や実施事業、構成メンバーなど様々な違いがあり、多様な面を持っています。他の団体を尊重し、社会と関わりを持ちながら、その特徴を生かし、創造性を発揮し変化を促す活動を展開することが期待されています。

第3章 基本計画の見直しの視点と基本理念等

第1節 基本計画の見直しの視点

第1章及び第2章を踏まえ、次の視点により基本計画を見直します。

1 東日本大震災からの復興支援と今後の災害等への対応

NPOは、現場目線や柔軟性、機動性といったNPOの強みを生かしたきめ細かなサービスの提供などにより復興の取組に大きな役割を果たしてきました。震災から10年が経過しましたが、被災地域のコミュニティの再構築などには中長期的な対応が必要となっていることから、行政はもちろん、様々な団体と連携を図り、引き続き、一人一人に寄り添った支援をしていく必要があります。

震災復興に大きな役割を果たしてきたNPOが、活動の縮小や停止を余儀なくされることなく、今後も力を発揮できるよう、次の段階に進むための支援が求められています。さらに、東日本大震災の経験を踏まえ、今後、自然災害や感染症などの不測の事態に対する活動支援体制の構築を進める必要があります。

2 みやぎNPOプラザの機能の再検討

みやぎNPOプラザは、NPO活動の促進やNPOの自立等を支援するための基盤となる機能のほか、NPOに期待される社会的役割の実現に寄与するための機能を担っています。

令和2年3月に策定された「県有施設等の再編に関する基本方針」では、老朽化した施設の集約・複合化によって、施設において重複や類似した諸室機能の共有化を図り、施設規模の適正化を目指すこととされました。みやぎNPOプラザが入居する榴ヶ岡分室庁舎については築年数を考慮し基本的には廃止する方向で検討を行い、みやぎNPOプラザについては、他の施設と集約・複合化する方針案が示されました。他の施設と複合化・諸室機能の共有化により、NPO活動の情報発信や、交流促進機能の強化など、多様な主体との連携・協働の可能性を広げるとともに、県内全域のNPO活動促進に資するための新たな中核機能拠点として期待されています。

みやぎNPOプラザについては、引き続き県の中核機能拠点として県内各地域で活動するNPOへの支援事業を展開するとともに、みやぎNPOプラザを中心とした県内のNPO支援施設とのネットワーク強化や中間支援組織との連携・協働を図っていく必要があります。また、人口減少等により持続可能性が危ぶまれる地域におけるNPO支援活動のニーズの高まりを見せる中、県内全域を網羅したNPO活動促進に資するため、NPO活動を支援する拠点について、様々なネットワーク等を利用しながらサービスの提供を都市部一箇所に限定しないかたちでの在り方を含む効果的なNPO支援体制について検討していく必要があります。

3 市町村との連携

様々な社会的課題を解決するためには、多様な主体との連携により相互に補完しながら取り組むことが重要です。特に、地域の課題解決に取り組むNPO活動の促進には、市町村との連携・協働が重要であり、NPOが持つ特徴を十分に発揮し活動するためには、NPOへの理解を深めるとともに、お互いの立場を尊重しながら、連携・協働の実現に向けた環境づくりを行っていく必要があります。また、県は、NPOと市町村との協働推進に向けて、情報提供や意見交換などを行いながら連携を強化していくことが必要となっています。

4 NPOへの理解・協働の促進

促進条例の制定から20年以上が経過し、NPOに対する期待とその果たす役割は大きくなってきていますが、NPOへの社会の理解は必ずしも十分に進んでいるとは言えない状況にあり、NPOと市民や行政、企業等とが相互理解を深めていくための取組が必要です。特に、NPOと企業や教育機関、大学等学術機関との協働は進んでいない状況にあることから、NPOは、自ら説明責任としての情報公開を行うとともに、NPOに対する理解と協力を得るための情報発信を行い、協働について働きかけていく必要があります。

また、NPOは組織としての成熟度がそれぞれ団体で異なり、資金や人材、活動場所など活動資源の面で課題を抱えている団体も少なくありません。NPO活動を進展させるためには、社会全体が支えるとともに、NPOがその活動を通して社会に還元するという環境の創出が重要になります。そのためには、行政による支援のみならず、市民や企業等から活動への理解と共感を得ながら、パートナーとしての関係を構築することが必要です。

5 SDGsとの関連付け

SDGsでは、「普遍性」「包摂性」「参画型」「統合性」「透明性と説明責任」の主要原則を重視することとされています。これらの原則の中でも「参画型」については、自治体、企業、NPO、市民など多様な主体の参画によりSDGs達成に向けて取り組むことが、「誰一人取り残さない」持続的な世界の実現につながっていくとされています。

社会の持続可能性を高めるという目標に向けて、17のゴール、169のターゲット、232の指標を掲げるSDGsの達成を目指す上でNPOが大きな役割を果たす存在であることを再認識するとともに、SDGsを意識した活動により、NPOと市民、企業、大学・研究機関、行政など、多様な主体との協働を促進していく必要があります。

6 新型コロナウイルス感染症の影響と今後の対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大といった時代の転換点に直面する中、NPOが活動を継続していくためには「新しい生活様式」の実践とそれによる人と人とのつながりの変化に対応する必要があります。対面での交流やサービスの提供が難しくな

る中、NPOはオンラインでの会議などICT※⁶を活用した様々な取組を先駆的に行ってきました。一方で、市民に寄り添いながら状況に応じて対面での人と人との交流による活動も継続しています。

NPOの有するこのような先駆性や柔軟性は、多様化・複雑化しつつある社会課題の解決にとって重要な要素であり、今後、行政をはじめとする多様な主体との協働の中に取り込んでいくことが求められています。

第2節 基本計画における基本理念

前計画（第4次）の基本理念である「NPOと多様な主体の間に相互の信頼と協働をはぐくみ、社会の持続可能性を高める」を基本的に継承しつつ、変化し続ける社会に柔軟に対応していくため、多様な主体とのつながりの強化や連携が一層期待されていることから、基本理念を次のとおりとします。

基本理念

NPOと多様な主体が相互の信頼をはぐくみ、連携・協働することにより、しなやかで強い持続可能な社会を実現する。

第3節 基本方針

基本理念を実現するため、次の基本方針を掲げます。

1 基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化

NPO活動に対する社会の関心を高め、理解と参加を促す情報発信を行います。また、NPOが自立して継続的に活動していくために、NPOの組織運営、資金調達などの基盤強化に向けた支援を行うとともに、NPO活動を支える人材育成の支援やNPO活動の拠点の確保を推進します。

2 基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備

NPO活動が県内全域で展開されるよう、NPO活動を促進するための体制整備として、中核機能拠点であるみやぎNPOプラザの一層の機能の充実と利用の促進を図るとともに、広域的な取組及び連携を推進します。また、県内のNPO支援施設や中間支援組織等との連携・協働体制を構築します。

※6 ICT…Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で情報通信技術のこと。従来から使われていたIT（information Technology, インフォメーション・テクノロジー）に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉です。インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディアであるソーシャルメディアもこれにあたり、ICT活用による人と人とのつながりの創出や、身近な人々とのつながりの補完、地域内の共助促進などが期待されています。

3 基本方針3 多様な主体とのパートナーシップの確立

変化の大きな社会における様々な課題解決やNPO活動の新たな展開につなげるため、多様な主体とのパートナーシップの確立に向けた協力・支援を推進します。

第4章 施策と事業

第3章で示した基本理念と基本方針に基づき、次のとおり施策や事業を展開していきます。

基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化

施策の柱1 NPOの自立と発展を支援します

基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備

施策の柱2 NPO支援施設の機能を強化し、連携を推進します

基本方針3 多様な主体とのパートナーシップの確立

施策の柱3 NPOと多様な主体とのパートナーシップを推進します

第1節 基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化

施策の柱1 NPOの自立と発展を支援します

1 NPO活動への社会の理解と参加促進

(1) ボランティア・寄附文化の醸成及び人的交流の促進

企業・行政・市民それぞれの立場を越えた人的交流や、市民セクターを支える資金の流動を図るため、ボランティア活動に参加する側と受け入れる側とのコーディネートを行う機能の強化や寄附に関する情報発信、学校教育や社会教育など教育活動の中でのボランティアや寄附への関心や理解をより深める取組の実施及び社会人の様々なスキルや経験を生かしたプロボノの有効性や社会貢献効果等に関する情報の発信などの取組を推進します。また、受け入れる側についても、情報公開の責任を果たすため、ボランティアや寄附に関する事項などについての積極的な情報発信や情報公開に関する意識の向上や体制の整備が求められていることから、それらを促進する取組を進めます。

(2) NPO及びその活動に関する広報等啓発・情報提供

NPOに対する社会の理解と多様な人々のNPO活動への参加を促進するため、みやぎNPOプラザによる資料やパンフレットの発行等、みやぎNPO情報ネット^{※7}やソーシャルネットワーキングサービス（SNS）^{※8}等のICTを活用した情報発

※7 みやぎNPO情報ネット…みやぎNPOプラザの開館と合わせて開設された、情報提供サイト。NPO施策やNPO活動紹介、ボランティア・マッチング情報、助成情報など、NPOに関する情報を掲載しています。

※8 ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）…英語表記では Social Networking Service で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスをいいます。

信により、NPOの活動内容やボランティア・会員募集などの各種情報を提供します。また、県政だよりによる広報、みやぎ出前講座での説明機会の活用や、優れた活動の発表場所の創出や表彰などを行うことにより、NPO活動の意義や役割に対する社会の理解を促進するとともに、メディアとのパートナーシップの構築に努めます。

(3) NPOによる情報公開・情報発信への支援

特定非営利活動促進法では、NPO法人は、毎事業年度1回、事業報告書等を県に提出することとされています。これらの書類をインターネット上で公開し、NPO法人が社会への説明責任を果たすための支援を行うとともに、NPO活動への理解の促進を図ります。また、団体がホームページを開設したり、様々な情報発信ツールを利用して情報発信することがNPOを理解するきっかけとなることから、みやぎNPO情報ネットをはじめ、みやぎNPOプラザの情報提供機能を活用し、NPOが自ら行う情報公開・情報発信の充実を支援します。

2 NPOの人材育成と財政的支援

(1) 人材の育成等

① 各地域における研修・講座の開催

それぞれのNPOの状況に応じ、組織運営に必要な会計や税務等、事業計画の立案、情報発信、人材育成等のマネジメント能力の強化を図り、事業継続のための研修・講座を開催します。また、これからNPO活動を始めようとする市民等を対象に人材育成や事業の進め方などNPO活動に必要な知識や技術等に関する研修会をみやぎNPOプラザや各地域において開催します。

② NPO支援施設及び中間支援組織の機能強化

県内各地域のNPO支援施設や中間支援組織のスタッフを対象とした研修を実施し、スタッフの資質向上を図り、設立、運営、事業展開等様々な段階で求められる相談への対応力や、多様な主体との協働のコーディネート機能を強化します。

③ 多様な人々の参加促進

ICTを積極的に活用し情報発信を行い、多様な人々のNPO活動への参加を促進します。

④ 団体等との交流促進

NPO活動の促進を図るほか、NPOを支える人材を育成する観点から、NPO相互間の交流や、NPOと市民との幅広い交流を促進します。

(2) 財政的支援制度の充実

① 活動資金の支援

NPO法人も融資対象となる県中小企業制度融資により、資金調達の支援を行います。さらに、震災復興支援をはじめとした補助金などを活用して支援していきます。

② 県税の優遇措置

NPO法人の財政基盤の確立を支援するため、引き続き、収益事業を行わないNPO法人に対する法人県民税の均等割等の課税免除を行います。

③ 財政基盤強化のための事業創出の支援

NPOが捉える社会的課題に対する理解を広げ、市民からの共感や協力を得ながら効果的に事業を展開し、継続的な収入を獲得するファンドレイジング※9について、戦略的な事業計画の立案やクラウドファンディング※10などの手法を習得するための講座やファンドレイザー※11を活用した財政基盤を強化するための取組を実施していきます。また、ソーシャルビジネスの取組を実践している団体の情報収集や分析を行い、他の地域への展開が図れるモデル的事業について発信していきます。

④ 寄附促進の仕組みづくり

市民・企業等からの共感を得て寄附の獲得につながるようNPOの運営の健全性の向上や情報公開を支援するとともに、寄附による先進事例を県のホームページで紹介するなど、寄附のメリットや意義についての普及啓発を行うとともに、ふるさと納税の活用を検討していきます。また、寄附を得る上で整えておく必要がある会計情報の透明性等の向上を図るため、NPOにとって必要な講座等を実施していきます。

⑤ NPO活動拠点の確保

活動拠点を必要としながら地域課題の解決に取り組むNPOに対し、引き続き、県が保有する遊休施設の貸付けを行い、活動の継続を支援します。また、市町村におけるNPO活動拠点の確保を推進するため、遊休施設の運用手引書を提供し、説明会を開催するなど、市町村の取組を支援します。

(3) NPOが必要とする情報の発信

NPOの運営や活動のための助成金、NPO支援施設や中間支援組織等が開催す

※9 ファンドレイジング…NPO等が、社会的課題解決のため、人々に知らせ理解を得るなどしながら資金を獲得する総称をいいます。

※10 クラウドファンディング…群衆（Crowd）と資金調達（Funding）を組み合わせた造語で、インターネットを利用して自らの事業計画（プロジェクト）を公開し、必要な資金を不特定多数の人から集める資金調達の方法をいいます。

※11 ファンドレイザー…ファンドレイジングを体系的に理解し、社会課題の解決に取り組んでいるNPO等と社会貢献に関心のある人や企業等をつなぐ人をいいます。

る講座、他のNPO活動の状況など、NPOが必要とする情報について、みやぎNPO情報ネットや情報誌に掲載するとともに、ICTを積極的に活用した情報発信を行います。

(4) 認定NPO法人への移行促進

認定NPO法人は高い公益認定の基準に適合しなければならないため、社会的信頼が増すとともに、寄附金控除や損金算入限度額の拡大、寄附分の相続税非課税などの税制優遇制度があるため、寄附金が集めやすくなるなどのメリットがあります。NPOがこれらの制度を活用して寄附を募ることができるように、認定NPO法人について市民・企業及びNPOへ周知し、認定NPO法人の申請や運営に関する相談を実施するなど、認定NPO法人に移行しやすい環境づくりに努めます。

第2節 基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備

施策の柱2 NPO支援施設の機能を強化し、連携を推進します

1 みやぎNPOプラザの機能の充実

(1) 基盤整備機能

① 情報収集・提供機能

みやぎNPO情報ネットを運用するとともに必要に応じて改修します。また、情報誌の発行、みやぎNPOプラザでの情報収集や多様な情報発信ツールの活用などにより、NPOやその支援等に関する様々な情報を幅広く収集・発信します。

② 相談・コーディネート機能

法人設立や会計、労務、税務などNPOの運営等に関する相談に対応するとともに、これらの分野についての研修を実施します。研修については、NPOのニーズに応じ人材育成等を含めるなど、研修内容の充実を図ります。また、市民活動やボランティア活動を行おうとする市民とNPO及びNPO相互間のコーディネートを行います。さらに、様々な世代が時間や場所を気にせずに参加できるよう、ICTを積極的に活用して、NPOに関する講座等を実施し、NPO活動への参加に結び付けていきます。

③ 調査研究機能

NPOに関する各種の調査研究を行い、その結果を広く公表するとともに、当該調査研究で得られた情報等の活用を検討する場を設けるなど、社会の課題の発見や解決に向けた政策提言につなげます。

④ 活動拠点等の提供機能

NPOに対し、会議室や研修室、作業室等を提供するとともに、交流サロンの活用により、NPO相互間のネットワーク及びNPOと各種団体とのネットワークの形成を促進します。また、常設のショップとレストランを活用し、コミュニティビジネスの展開の場を提供するほか、NPOに対して事務ブースを貸与し、NPO活動の拠点確保を支援します。

(2) 広域的促進機能

みやぎNPOプラザの基盤整備機能やネットワーク機能を活用し、各地域における講座やイベントの開催など多くの市民が参加できる学習機会を提供し、広域的なNPO活動の促進を図ります。また、地域のNPO支援施設や中間支援組織のネットワーク化を図り、地域間の情報交換を行いながら、オンライン会議の活用やアウトリーチによる連携・協力を推進します。また、NPO支援施設が整備されていない地域では、市町村及びNPOとの連携強化に取り組みます。さらに、県内全域のNPO活動の促進を図るため、効果的なNPO支援体制についての検討を進めます。

(3) NPO主体の運営

みやぎNPOプラザは、現在、NPOを指定管理者とする指定管理者制度により運営されています。その管理運営と事業の推進については、学識経験者やNPO関係者等からなる宮城県民間非営利活動プラザ運営評議会が設置され、審議が行われていますが、引き続き、みやぎNPOプラザの機能が十分に発揮されるよう、NPO及びその活動に対する支援の在り方について検証・検討を行います。また、NPOとの信頼関係を構築し、自主性や主体性を尊重しながら、利用者のニーズに即したより質の高いサービスの提供を目指し、効果的かつ効率的な運営を推進します。

2 NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化

(1) 地域のNPO支援施設の機能の充実と連携

① 連携・協働体制の構築

各地域において様々なNPO活動の促進に関する施策が実施されるよう、地域におけるNPOのサポート役である市町村のNPO支援施設等の機能強化を支援するとともに、みやぎNPOプラザを中核とする連携・協働体制を構築します。

② NPO支援施設を対象とした研修等の実施

NPO支援施設の支援力向上のためNPO支援施設職員を対象とした人材育成研修や、県内の中間支援組織、NPOを対象にニーズを踏まえた協働事業を実施します。

③ NPO支援体制が未整備な地域に対する働きかけ

NPO支援体制が未整備な地域については、市町村に対してNPO活動の促進

に関する施策等について必要な情報提供等を行うとともに、NPOと市町村との連携・協働による地域課題の解決に向けた話し合いの仕組みづくりを支援します。

(2) 中間支援組織への支援

NPOが継続的かつ効果的に事業を展開していくためには、事業と組織のマネジメントに関するノウハウが必要であり、これらのノウハウを持つ中間支援組織の役割が重要になります。

そこで、それぞれの中間支援組織の自主性を尊重しながら、その運営力強化につながる取組やネットワーク化への支援を行います。

第3節 基本方針3 多様な主体とのパートナーシップの確立

施策の柱3 NPOと多様な主体とのパートナーシップを推進します

1 NPOと行政との協働の推進

(1) 情報公開と政策プロセスへの参加促進

① 政策プロセスへの参加促進のための情報公開

政策の立案や事業の実施、結果の評価など政策プロセス全般において、市民やNPOが参加できるよう情報の公開及び提供を推進します。

② 政策立案への参加機会の拡充

パブリックコメント等、多様な方法を通じて、市民及びNPOから意見や情報を提供してもらうなど、政策提案を促すことにより、政策立案への参加の機会を拡充します。

③ 各種審議会委員の公募の推進

政策や事業に市民及びNPO関係者の意見が反映されるよう、各種審議会委員の公募を推進します。

(2) 協働の推進

① 多様な協働の推進

住民サービスを提供するパートナーとして、NPOとの連携・協力を深め、補助・助成や共催、後援、業務委託、情報提供、政策プロセスへの参加など、様々な形態の協働を推進するとともに、その実績等を公表することにより、情報の共有を図ります。また、NPOや企業等に様々な協働の取組を紹介していくことで、多様な主体との協働を進めていきます。

② 事業発注の推進

行政からの事業発注を受けることにより、ノウハウの蓄積や信頼性の向上などを図ることが期待されることから、NPOへの業務委託の推進を目的として定められた「NPO推進事業発注ガイドライン」に基づき、NPOの特質を考慮しながら、事業発注の一層の推進に取り組みます。

③ 協働の質の向上

協働する事業の内容に応じて、企画段階から、NPOとの協議や参画の場を設けることなどによって、NPOの特性が活かされるよう協働の質の向上を図ります。

④ 協働しやすい環境づくり

行政とNPOの協働マニュアルを活用するとともに、県とNPOとの意見交換を実施するなど、協働しやすい環境づくりを進めます。また、NPOについての職員研修を定例化し、ワークショップやNPOとの交流など実践的なメニューを取り入れながら、全職員のNPOに対する理解の促進を図ります。

⑤ NPO推進事業の評価

NPOとの協働により実施した事業については、その結果について、課題の検証と事業の改善に取り組んでいきます。

(3) 市町村への協力・支援

① NPOとのパートナーシップの促進

みやぎNPOプラザにおいて、市町村職員を対象にしたNPOに関する講座を開催するなど、NPOに対する市町村職員の理解の促進を支援します。また、NPOと市町村とのパートナーシップの構築が円滑に進むよう、県の各種事業を活用しながら、市町村へ協力・支援を行います。

② 情報提供等

みやぎNPOプラザが発行する情報誌やみやぎNPO情報ネットでの情報発信により、NPO活動及びその促進に関する情報を市町村に提供します。また、市町村が実施するNPO活動支援施策等を定期的に調査し、その調査結果を市町村に提供するとともに、各市町村における優れた取組について、市町村NPO担当課長会議などの場で情報共有を行います。さらに、市町村がNPO活動の促進に関する条例や基本方針等を策定する場合やNPO法人認証の権限移譲を希望する場合には、ノウハウや情報の提供など必要な支援を行います。

2 NPOと多様な主体との協働の推進

(1) NPO

NPOは、特定非営利活動促進法において20分野が規定されているなど、その活動内容は多種多様です。そうした活動分野を越えて、NPOが互いに知り合い、

そのノウハウを共有する信頼関係や、必要に応じて協働する連携関係を広げていくために、NPO間の交流や情報交換の場の提供など、連携・協働を推進します。

(2) 企業

そもそも企業は、営利を追求するのみならず、収益を得る基盤である地域や社会の質を高めることに貢献してきました。近年では、本業として社会課題の解決に取り組んでいる企業も少なからず現れています。また、企業が社会的責任（CSR）の一環として、ボランティア休暇の導入促進やプロボノなど、従業員の社会貢献活動を後押しする動きがあります。

そこで、社会課題を解決する事業や社会貢献活動を行うパートナーとして企業と市民セクターとの緊密な連携が進むよう、NPO活動や協働の事例等についての情報提供を行い、企業のNPOに対する一層の理解の促進を図ります。

(3) 教育機関

NPOの多くが、それぞれの取組から得た知見を次世代に伝えたい、活動の担い手を広げたいとの思いから、学校教育との連携を求めています。また、そうしたNPOが学校と連携し、児童・生徒の体験活動の機会や場を提供するとともに、社会貢献活動への意識の醸成と活動意欲を喚起するなど教育内容をより豊かにすることを実現しています。こうした相乗効果を更に広げるために、学校教育や社会教育の場などの教育現場とNPOとの連携強化に努めます。

(4) 大学等の学術研究機関

学術研究機関においては、NPOと連携した調査研究やその成果の活用が行われているほか、大学の授業におけるNPOとの連携や学生のボランティア活動やインターンの受け皿としての連携などの取組が進められています。

今後、こうしたNPOと大学等との関係が更に発展するよう、これまでの連携の実績やその成果等について情報の収集と提供に努めます。

(5) 地域コミュニティ

東日本大震災の被災地においてはコミュニティの再構築が引き続き課題となっていますが、多くの地域において人口減少や少子高齢化が進展する中で、コミュニティの希薄化が懸念されています。一人一人が孤立せず人間らしく尊厳を持って生き抜くことができる地域社会の形成は、大きな社会的課題となっています。

こうした地域課題の解決にNPOが力を発揮するためには、町内会・自治会といった地縁組織、商工会や商工会議所、青年会議所、社会福祉協議会など地域の多様な主体との連携・協働が不可欠であり、そうした地域コミュニティとNPOとの連携を推進していきます。

3 協働を進める上で留意すること

(1) SDGsを意識した活動の促進

SDGsが採択されてから、企業・行政等によるSDGsの目標達成に向けた取組が広がってきています。より良い未来に向かって目的を共有する多様な主体とNPOがそれぞれの特性を生かし、お互いの立場を尊重しながら、連携・協働することにより活動の質が高まり、目標達成につながることを期待されます。

NPOは様々な分野で活動していますが、いずれの活動もSDGsの達成につながっている認識を深めるとともに、多様な主体との交流の場を創出するなどSDGsを意識した活動の促進に努めます。

(2) 復興の取組における協働、防災・新たな災害や感染症等に備えた体制構築

震災復興において、NPOが被災地の多様化するニーズや課題に対応した活動を継続していくため、多様な主体との連携・協働を引き続き推進していきます。また、震災の経験を踏まえ、今後起こりうる自然災害や感染症等不測の事態に備え、行政をはじめ社会福祉協議会、NPOやボランティアなどの平時からの関係づくりに努めます。

(3) 地域課題の解決に向けた話し合いの促進

地域におけるまちづくりや子どもの健全育成など様々な分野での課題の解決に向けて、多様な主体がそれぞれの力や課題を共有しながら、対話と協働を進める仕組みの構築が求められています。持続可能な地域社会を実現するため、市町村とともに多様な主体が参画する話し合いにより地域課題を解決する仕組みが構築されるよう普及啓発に努めます。

第5章 基本計画を推進するための体制づくり

第4章で示した施策や事業を着実に展開していくため、県は、次のような体制づくりを進めます。

第1節 宮城県民間非営利活動促進委員会

促進条例に基づき、学識経験者や、NPO関係者、市町村の代表者、企業、公募委員を中心とした委員により構成される宮城県民間非営利活動促進委員会が設置されています。この委員会は、民間非営利活動の促進に関する基本的な事項を調査・審議し、知事に意見を述べることでできるとされており、毎年度の県のNPO活動の促進に関する施策の実施状況の審議などを行っています。

特に、NPOに関する県の施策の充実に向けた議論を行っていくとともに、基本計画に基づく施策・事業の実施状況の検証や、より効果的な施策の実施等に対する助言・提言を行っていただけるよう、引き続き、委員会を開催するとともに、その機能が十分に発揮されるよう適正な運営を行います。

第2節 県庁内におけるNPO活動の推進体制

1 新・宮城の将来ビジョンにおけるNPOの位置付け

「宮城の将来ビジョン」「宮城県震災復興計画」「宮城県地方創生総合戦略」に掲げる理念等を継承し、一つの計画に統合し策定された「新・宮城の将来ビジョン」では、「富県躍進！“PROGRESS Miyagi”～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」を県政運営の理念とし、SDGsの共通言語の性質を生かし、ビジョンに掲げる目指す姿等を県民と共有するとともに、世界の目標であるSDGsの達成につながっている認識を深め、これまで以上に県民、企業、NPO、大学、研究機関、行政など、多様な主体と参画、連携・協働しながら、県内経済を安定的に成長させ、子育てや教育、福祉、社会資本整備、豊かな自然や文化の継承、芸術やスポーツの振興、災害対策など、安全安心で質の高い暮らしの実現や地域の魅力を高める取組を更に推進していくことを掲げています。この趣旨を踏まえ、多様な主体との連携・協働を進めていく上での必要な支援体制を構築していきます。

2 NPO活動の促進のための情報共有と推進体制の整備

NPOの活動は様々な分野で行われており、県の担当部署も県庁各課室、地方機関に及んでいます。複雑かつ多様化する課題を解決するためには、県庁内関係各課室及び地方機関において情報共有を図ることが今後ますます重要となってきます。NPO活動推進担当課を県とNPOとの協働に関する相談窓口位置付け、連絡調整を行うとともに、県内各地域でのNPO活動を促進するための情報提供を行います。

また、令和2年9月に決定した「みやぎデジタルファースト宣言」に基づくデジタル化の推進など、時代の変化を捉えた新しい取組について県庁内での体制整備を進め、

NPO活動支援の施策につなげるよう努めます。

3 NPO関連施策の調査と課題解決に向けた協力体制の推進

県庁内の各課室及び地方機関におけるNPO関連施策の実施状況を定期的に調査し、その結果を公表するとともに、今後のNPOとの協働や施策の推進のために活用します。また、NPO活動の分野ごとに様々な課題が存在することから、課題解決に向けて、関係機関とNPOとが広く連携・協力する体制の充実に努めます。

4 職員への研修の充実

NPO等の優れた活動や協働の事例についてのワークショップやNPOとの交流など、実践的なメニューを取り入れた職員研修を定期的 to開催します。これらの取組を通じて多様な主体との協働に関する理解を深め、NPOの政策プロセスへの参加やNPOとの協働の促進を図ります。

5 国への政策提言

NPO法人への税制上の優遇措置などNPOに関する国の動向を十分に踏まえつつ、他の都道府県等とも連携しながら、様々な機会を通じ、NPO活動の促進に向けた政策提言を行います。

第3節 市町村との連携

NPO活動を県内全域で促進していくためには、市町村との連携・協力が不可欠であることから、市町村NPO担当課長会議等を定期的 to開催するなど、市町村との連携・協力の強化を図ります。特に、基本計画に基づく事業について周知を図るとともに、協力を求めていきます。

第4節 基本計画の進行管理と見直し

毎年度、県のNPO活動の促進に関する施策の実施状況等を、宮城県民間非営利活動促進委員会において報告、意見聴取し、次年度の施策に反映していきます。

また、この基本計画改定後、5年を目途として各施策の検証を行い公表するとともに、NPOの実態調査等を実施し、計画の見直しを行います。

なお、この基本計画に基づく事業については、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行いながら、NPO活動に対する施策を円滑かつ効果的に実施していきます。